

SSTK 通信

NO.220



220号 もくじ

定期総会・シンポジウム報告・・・2/ 新理事自己紹介・・・4/ 会員からの声・・・5/

令和3年度埼玉県障害者施策推進協議会第1回ワーキングA報告・・・8/ ちいさな小さな学習会 8 生活ホームとグループホーム)・・・9/生活ホームとグループホーム制度比較表・・・14/ アンテナショップかつぼの日々・・・16/ かつぼ総会報告・・・18/ 共に育ち学び合うための相談会 2021 夏・・・19/ 第20回障害児を普通学級へ全国連 全国交流集会お知らせ・・・22/総合県交渉要望書・・・25/ 会費納入ありがとうございました・・・37

一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会

〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟-403号

Tel 090-7906-9124 Email jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp

郵便振替：00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

<http://www.saii.or.jp> FAX 048-737-1489

発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会 川口市芝新町十五・九 アステール藤野一階

第 7 回定期総会、終わる

ー2021 年は誰もが参加できる事業にー



第 7 回定期総会は、会場と ZOOM を活用して開催しました。来賓として埼玉県障害者福祉推進課から平副課長が出席され、総会後のシンポジウムも参加してくださいました。会場参加者は会員が 38 名、ZOOM 参加は 6 名、委任状 70 名で総会は成立し、2020 年度事業報告・決算・2021 年度事業計画・予算・役員変更・定款変更も承認されました。

1992 年、社団法人の設立から、当協会では障害者雇用の場の一つでもあると考え、障害当事者の事務局を雇ってきました。昨年まで事務局を務めていた坂口が、地元の活動に専念することになり、今年の 3 月で退職しました。財政面でも事務局を雇える状況ではなく、2021 年度は有給の事務局はおかず、会員団体や個人の手弁当で事務局を進めていくこととなりました。下重理事はこれまで理事を務めていましたが、退任し昨年同様事務局長としてかわることとなりました。

今年度の事業としては県内団体の連携を深めるために、「相談支援事業」と「生活ホーム・GH」の学習会の二つを行う。かっぱについては、経営が困難ながら続けてきましたが、昨年のコロナの影響で販売収入だけでなく、県庁内職場体験事業の委託が行われず、さらに減収となりました。しかし、ここ数年で、かっぱの県庁の中での新たな役割も見えてきている中、2021 年度もコロナの影響を受けているので、なんらかの対策を講じる必要があります。この 2 点は重要な活動になることが確認されました。

第7回定期総会

「障害者運動のこれから 事業すること運動すること」

3月に行われた 埼玉セミナー

Part12(講師: 茨木尚子氏)のテーマが「本当の地域共生社会を考える。-障害者施策はどうあるべきか-運動と事業の両輪の活動の重要性」でした。これを埼玉に置き換えたときに、どんなことが行われているか、どんな課題があるのかを、記念シンポジウムで4人の



方から現場報告を中心にお願ひしました。コーディネーターを茨木尚子氏にお願ひしました。

障害当事者である吉田久美子さん(春日部市)と樋上秀さん(越谷市)から、埼玉県単独事業である「全身性障害者介助人派遣事業」について、どのように活用し、行政とどのように向き合っているかの報告をしていただきました。

障害を持つ子供の親であり、当事者でありサービス事業所を立ち上げた 吉井真寿美さん(坂戸市)からは、制度ありきの世代にとっては、運動論よりもまずはサービスを上手に使って地域で暮らしていくことが重要ではないかというお話がありました。

また、長年、埼玉障害者市民ネットワークや地元の障害者とともに運動を担ってきて、現在障害者生活支援センターの職員をしている内藤純さん(越谷市)からは、相談支援事業は鬼っ子なのか?という大きな投げかけがありました。

茨木先生のコーディネーターとしてのお話もとても面白く、次回には、全文を掲載していきたいと思います。



リモートを活用してよかったなと思うのは、障害が重い人や、家から出ずらい人、時間がとりずらい人の参加が増えたこと♥

新理事 自己紹介

この度、埼玉障害者自立生活協会の理事になりました田中亨周^{あきひろ}です。

就任にあたり簡単ではありますが、自己紹介させていただきます。

私は、狭山市在住で両親と暮らしています。筋疾患があり、今年 37 歳になります。現在は、常時人工呼吸器を使用し、ヘルパーさんの介助を受けながら生活しています。

小、中、高と普通学級で学び、その後大学を卒業することができました。卒業後は、ふじみ野市の NPO 法人「上福岡障害者支援センター21」の自立生活センター二人三脚で障害者スタッフとして働いています。

大学で電動車椅子サッカーを知り、その後、東京都のチーム「FINE」に所属し、毎週日曜日に練習しています。（現在はコロナ禍でチーム練習はできていません。）

学生生活についてお話しさせていただきます。

小学 3 年生から車椅子生活になりましたが、送迎以外の校内での介助は先生や友達がやってくれました。中学生の頃は、当時の小学校校長や母親の尽力のおかげで、介助者が付きました。とはいえ、手の足りない時には、先生や友達も一緒に手伝ってくれました。

高校は義務教育ではないため、当初、介助者は付きませんでした。入学後 2 か月くらいは、母親にすべて介助をやってもらっていました。そんな大変な状況の中、母親が参加していた障害者団体の集まりに出席されていた市長に状況を伝え、介助者を付けてほしいとお願いをしてくれました。それを受け、市長が早急に対応してくれ、狭山市全身性障害者通学等介助人派遣事業という制度が施行されました。当時は、介助者講習や資格がなくてもできたので、母親の知り合いの方を中心に介助にってもらいました。

大学では、履修した授業の教室を階段のない教室に調整していただくなど、大学側は最大限配慮してくれました。送迎以外の学内での介助は、ほとんど友達や所属していた福祉系サークルの人達が協力してくれました。

私自身、ずっと普通学級で学べたことで、自分の障害をあまり意識することなく同級生と過ごすことができました。そして、地域で共に育ってきたことでたくさんの方に出会えました。実体験を踏まえ、改めて幼い頃から障害のある子とない子が共に育ち、共に学ぶことは、多様性を認め合い、将来、地域社会の一員として共に生活していく上で非常に大切なことであると思います。

私が充実した学生生活を送れたのは、両親をはじめ、就学に関して支援していただいた方、先生、同級生など周りの方達の協力があつたおかげです。また、その根底には、長年にわたり体を張って、障害者の権利を勝ち取ってこられた方達の運動があつたことを忘れてはなりません。

最後に、私自身未熟で経験不足な部分も多々ありますが、理事として精一杯取り組んでいきたいと思ひます。皆様、宜しくお願い申し上げます。



委任状と一緒に近況報告ありがとうございました！

■相原忍さん(三鷹市)

コロナ禍でよく頑張りました！(拍手)

■古河誠さん、大野邦子さん。(さいたま市)
定期総会の案内をありがとうございました。
会費だけの会員で申し訳ありません。
が、通信を通してみなさんと私たちのつながりを確認しています。私たちは、部落差別をなくす活動を行っています。先日、鴻巣市で、隣同士のトラブルから、片方の方が、隣の方の名前と住所を書き「要注意人物、A夫妻は二人とも同和地区出身者、且つ販売者だ。日本人としてカウントされていないため市県民税は免除されている」と、記載したB4サイズのビラを近隣に張ったり、まく事件がありました。二家族とも同和地区出身者ではありませんが、住んでいるところは同和地区で、私たちの仲間が暮らしています。こんなことを言われたりするのには許せないです。差別をするときには、いまだに部落への偏見を利用する事件です。原因を調べています。もう一つは、部落に生まれ育った石川一雄さんが、犯人にされた狭山事件の再審開始を求める活動です。証拠開示が増え、今年こそ再審開始への扉を！！と、決意しています。石川さんは82歳、不当に逮捕され58年になります。たくさん書きましたが、心でいつもみなさんと連帯し、元気をいただき活動しています。これからもお付き合いをお願いします。

■林まりさん(坂戸市)

3月17日に大腿骨骨折し、5月21日に退院しました。まだ杖の生活です。取り急ぎ提出します。

■荻野幸子さん(清瀬市)

今、再び介護の仕事を再開しましたが、コロナ禍になり、仕事も生活も一変した様に思います。毎日不安をかかえ乍らの日常生活を過ごしていると正直に思います！！

発祥した当初は、すぐに収まるだろうと軽く考えていましたが甘かったですね。何時になったら収まるのだろうかと思いますが……。息子の就職活動もコロナ禍になり全然活動できていません。早く収束して普通の生活に戻れたらと願うばかりです！！



■小川満さん(さいたま市)

みなさん、お疲れ様です。あまり障害者運動には関われないですが、自分なりに、いろいろ動いているつもりです。

なかなか世の中変わりませんが、それでも、みなさんの頑張りで前進していると思います。共に頑張りましょう！

県庁に行ったら、かっぱに寄る様にします。道弥君、純ちゃん、お元気です！また、会いましょう。

■田中美恵子さん(蕨市)

実家近くに中古(築30年)の家を購入しました。

大切な本を移し、ゆくゆくは定住するつもりです。今は義父や義叔父の世話を続けなければならないので、引っ越しはまだまだ先になりそうです。

1km先は富山湾。能登半島に沈む夕陽が美しく、南側には、僧ヶ岳など、北アルプスの山々がそびえ立っています。

先週、8本の果樹(白桃、梅、プラム、栗、日南密柑、ブルベリー)を、母の相続でもらった土地に植えてきました。来月は味噌用の大豆を植えに行きます。

■服部日出雄さん(川越市)

総会、都合が悪く出席できません。申し訳ありません。ぼちぼち生活しています。

■石川せい子さん(桶川市)

総会当日は用があり、参加できないのが残念です。

定着した「障害者の運動」もマンネリ化してきたように思えますので、「障害者運動のこれから」は、よいテーマかとも思います。

また、うれしいことに、偶然に、市内に同じ会員の存在を知りました。これからの活動に、同じ視点で意見交換できることを幸いに思っております。そして、コロナが早く終息し、マスクを外して談笑ができる日が来ますようにと祈るばかりです。

■新井満さん(鶴ヶ島市)

相変わらず、伝田さんの移動支援と地域の手話サークルを続けています。

鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク協議会は、コロナの影響をもちに受け、ほとんど活動せず、手話通訳問題研究会は、細々と毎週例会をやっていますが、参加者が少ない。地域のろう者も動けずにいるみたい。早くコロナが終息するといいですね。がんばろう。

■友野由紀恵さん(越谷市)

コロナで学生さんに介助に入ってもらったための勧話がなかなかできないでいたら、介助に入ってくれた学生さんがZOOMで呼びかけてみたらとアドバイスをくれて、伊アマで3~4回くらいやりました。自分からは、介助入れながら暮らしている話や横浜に旅行に行ったりした話をして、参加している学生さんからは、好きな食べ物とかどんな介助をしてもらってるか、質問が出ました。

だいたい1回に4人くらい参加してくれました。ZOOMはやってみたことなくて、どうやるんだろうと思ったけど、学生がやり方わかっててなんとかできました。



■朝日雅也さん(越谷市)

コロナ禍で制約の多いところですが、そ

のような時だからこそ、主体的な行動と志向の継続が大事ですね。

■門平公夫さん(さいたま市)

ごぶさたしています。昨年4月方浦和区にある自立援助ホーム「クリの家」に勤務しています。生きることの困難さを抱えた若者たちにとって、改めて自立とは何か?「障害」とは何かを考えつつ、日々「支援」を模索しています。皆さんの活動に励まされています。

■羽田亮介さん(川口市)

「風は生きよという」のDVDを見ました。組合などで、上映会してもいいかなと思っています。

■新相勝巳さん(川口市)

最近、思うこと。様々な価値観がブレマクル。お金、食事、生活、人間。この峠のような状況。いつまで続くのか。だから逃げたくないし、逃げたい。この気持ちも交錯している。一人暮らしは、本当に大変でもあり、ツライ。早く楽しい状況にしたい。頑張れオレ 負けるな社团

■千田潤子さん(さいたま市)

いつも送られてくる通信、充実した内容と思いつつ熟読しております。これからも頑張っていきましょう。

■黒古次男さん(入間市)

元気でボチボチと生きています。皆様の活躍を祈念しています。

■本間亜貴代さん(草加市)

最近のコロナのことで、なかなか外出がしにくいです。作業所の日常生活も室内で過ごす時間が多く、イベントも全部中止になっています。早く終わってほしい

ですね。

■有山博さん(ふじみ野市)

ZOOM 参加します。うまくつながらないといけないので、委任状も出しておきます。別紙のような会社案内が送られてきています。ワークハピネス農園と似ていますね。

去年は、センター21の不正請求事件で下重二人三脚所長が社団の理事辞任をし、社団の皆様には、ご迷惑をおかけしました。センター21の内部体制を整えて二度と不正請求など行われぬような団体にしたいと思います。

■佐野なな子さん(川口市)

コロナでねこのて以外はほとんど出かけられません。

■とことこの家(所沢市)

コロナ禍、なんとかやっています。



■鈴木倫子さん(川越市)

返事がおくれてごめんなさい。81歳で孤老になった従姉の支援に明け暮れております。認知症の度合いが加速しているうえに、架空請求のサギ封書攻撃(同一犯人から5回継続して)に見舞われてリ、勝手にクレジットカードが送られてきたり、そういうことから守らねばならず、私の年老いた脳みそが煙を上げてしまってい

ます。

通信は若い世代の皆さんの精神が躍動していて、楽しみに拝読しております。混合には、わらじの会の野島久美子さんの懐かしいお元気そうな写真がカラー掲載されていたのをうれしく拝見しました。後期高齢者(エヘン)の私の日常は、先述の従姉の支援のほかは、カーブスの筋トレと、お能を観に行くこと、古典を読むこと、謡曲のCDを聴くこと(導眠効果あり!♡)。その合間に料理、選択、ついでにチョコッと草花の小さな庭の草取り、部屋などの掃除です。好きな順で並べました。

■津崎悦子さん(越谷市)

昨年11月から熊本県の天草へ。「コロナ」に振り回され予定を大幅に遅らせ4月末

に越谷市に帰ってきました。

ちょうど越谷市が「まん延防止法」なる措置が発令された日でした。

買い物以外は「不要不急」の外出はひかえ・・・を徹底実行!!

ほとんどの人にお知らせは控えました。

な～んてことに気を取られ(生活そのものが支配され)ているせいなのか、こちらのわらじの風に乗れない。まるで病弱の体で夜風にあたる心境です。

その前に「コロナワクチン」「高齢者肺炎球菌」の接種券が送付されてきました。ますます気が滅入る今日この頃です。

STOP!



令和3年度埼玉県障害者施策推進協議会

第1回グループワーキング(チームA) 報告(文責・八木井雄一)

令和3年7月7日 場所 県庁 福祉部会議室

参加者

- 委員 … 佐藤、田中、田口、大井田、小材、山中、八木井・

始まる前に

- 各委員会の自己紹介とサブリーダーの選出(田中委員)を行なった。

ワーキングの進め方

- 「ヒューマンライブラリー」を中心に、差別や虐待など、ほかの議題も取り上げていく。

ヒューマンライブラリーについて

- 私たちが普段接している自閉症や精神に障害を持っている人は、一人ひとり障害の状況が違うので、一概に人に説明するのは難しい。(山中、小材)
- 6月半ば、私自身はじめての「ヒューマンライブラリー」を行なった。詳細は報告を参照してもらって、1つ山中さんたちと同じことを思った。私の暮らしぶりを知ってもらいたいのに、なんで増田さんは私の言葉がわかるのか、とこちらの思っていないところで引っかかってくる。(八木井)
- 福祉教育の実践集「あったかウェルネット」の紹介。(佐藤、下記参照)

<http://attaka2018.starfree.jp/2011jissensyu.html>



生活ホームは県の事業、グループホームは国の事業。行政は、「財政的に安定するから国の制度に移行しましょうよ」と言ってきます。財政面だけではなく中身はどう違うんだろう。と両方を運営しているふじみ野市の NPO 障害者支援センター21 の人たちと越谷市のわらじの会で学習会を開いてみました。

会場では 20 人弱、ZOOM で 11 人、総勢 30 名近い参加者がありました。セター21 の有山さんから生活ホームとグループホームを比較した制度の説明(本誌 14~15 頁)がありました。現場の人たちの相互のやり取りも、具体的でわかりやすいという感想が寄せられています。新しい職員やかかわる人たちにとって、自分たちが活用している制度をあらためて勉強するいい機会となり、今後も継続していきたいと考えています。

「他の兄弟と同じように分家してくらしたい。」。わらじの会の生活ホームは、二人の姉妹の願いでできた家でした。週 2 日のホームヘルパーしかなかった時代。昼は活動の場で、夜はお父さんが実家から介助に泊りに来る計画でした。しかし、完成を待たずにお父さんが亡くなり、苦肉の策で使った制度が生活ホーム事業。仲間を 3 人集めて 5 人でスタート。

本家と分家の関係は、姉妹二人が大事にしていた「ほかの兄弟と同等である絆」。それがオエヴィスの始まりで、施設ではなく住居であった証拠。その後オエヴィスを経て何人かは家庭を持ったり一人暮らしをはじめ、二人の姉妹も亡くなってずいぶんの月日経ちました。

介助制度はたくさんできた今、「分家」ではなくなり、共同住居になって久しいオエヴィスをどう進めていくのかは長年の検討課題です。今回確信したのは、生活ホームとその地域生活をしている仲間との関係を抜きにはできないということ。地域で暮らすって何?(今井)

7/30「ちいさな小さな学習会」には上福岡センター21から有山さん、みどり荘の職員嘉仁さん、入居者の白崎さん、グループホーム第一ひまわり荘の世話人田中さんが報告者として来てくださいました。午前中は介助者を入れながら地域で暮らす藤崎さん由利子さん吉田久美子さんのお宅見学にご案内。案内人の辻さんたちの話しは私も初めて聞くことが多く勉強になり私にとっての学習会はすでに始まっていたのです(*^_^*)午後の学習会では「職員の役割って何だろう」と言うお題がありました。わらじの会の生活ホームオエヴィスが出来た頃、入居者は自ら金銭管理や介助調整などやっていたと聞いています。今は時間の経過とともに入居者介助者そして職員の入れ替わりを重ね、介助調整はわら細工の職員と生活ホームの職員とで行い、金銭管理も通所先職員や生活ホーム職員で行っています。生活ホームの本来の在り方を考えると、これらの事は入居者(介助者の手を借りながら)に返していくのが本来なのかなと思いました。今回は他の生活ホームを知れた事でオエヴィスもんてんの良さや個性、課題が少しわかったような気がしました。入職してあつという間の2年・・・後回しにしていた大嫌いな「勉強」でしたが(^ω^*)続けていきたいと思います。ご指導宜しくお願いいたします！

わらじの会生活ホーム職員 苗木由美子



先日は貴重な時間をありがとうございました。

生活ホームとグループホームの特徴を改めて理解することができました。

日ごろの仕事を言語化するのはとても難しい作業ですが、自分なりの言葉で伝えるのは自分自身にとっても大切なことだと感じました。

また、生活ホーム仲間である苗木さんの一つ一つの言葉に共感し、心が軽くなった気もしました。

私たち世話人の本来の仕事ってなんだっけ？仕事だよな？仕事だよな。これが今私の率直な気持ちです。わらじに行くと、原点に返ることができとてもありがたいです。そして、どこで暮らすにしても、その人がのびのびと暮らせるのが大切だと思いました。

これはどの世代になっても変わらないことだと思いますし、これからこの仕事に興味を持ってくれた人にも伝えたいことだと感じました。

それを実現するためにも、情報や近況など共有できると助かります。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

生活ホームみどり荘 嘉仁 勇太



白崎さん
お疲れ様

先日は貴重なお時間、機会を頂きありがとうございました。

オエヴィス、もんでんでの体制や法人のやり方はセンターと割と似ていると感じ、共感する部分も多かったので、お話ができてとても良かったし、純粋に楽しく、良い時間を過ごさせて頂きました。地域で1人暮らしをされている稔さんや由利子さんの暮らしも見せて頂いて、お二人ともとても生き生きと輝いて見えました。センターでもそれを実現していければ良いですし、地域で暮らせるという選択肢があることが当たり前になると良いと改めて思いました。

似ている部分も感じながらもやはり違う部分もあって、自分の仕事の仕方や入居者との関わりを思い返したり、センターももっと頑張らなければいけないなと刺激にもなりました。

勉強会の中でも出てきたように、他の法人と関わる機会はほとんどないので、わらじの会さんとの関係性はとても貴重なものだと感じました。これからも協力して情報交換等できれば有り難く思います。それぞれの法人だけで頑張っているだけでも限界があるし、似た悩みもあると思うので、他の法人とももっと関わり協力できる環境があると良いなとも感じました。

また個々が頑張ってもどうにもならないこともあると思うので、そこは体制や人員、やり方や制度でカバーしたり、福祉の底上げが必要だとも改めて感じました。

若い世代も福祉に憧れや誇りを持って取り組めるように、またみんなで考えていければと思います。ありがとうございました。 グループホームひまわり世話人 田中光

♡ちよつとかわいい発信♡

SSTK及びSST加盟団体みなさんいつもお世話になってます。埼玉県障害者団体定期刊行物協会の八木井です。

皆さんはどんな夏休みをお過ごしですか？

今年はコロナなので家族と過ごす方も多いかと思いますが、家族のいない私は、いつものようにヘルパーと過ごすしかなさそうです。

友だちと楽しく過ごしたいですが、小中高と養護学校に通ったせいかなかなか普通の人との付き合い方がわからないのです。

先日も、大好きな女性に振られてしまいました。

情けない話ですが、なぜ嫌われたのか分からず、ねこのでの職員たちに女性とのメールのやりとりを見せてみました。すると「あきらめな」と冷たい視線と言葉ばかり向けられます。本当にショックが大きいのに、私は何も悪いことをしたつもりはないのに、メールを見せた人はみんな「あんたが悪い。」と言っばかり。

私は今、アラフィフのおっさんですが、やはり幼い頃から地域で生活することの大切さを、改めて実感させられた出来事でした。

ちいさな学習会・生活ホームとグループホームに参加して

「制度に規定される暮らし」を恐れるのではなく、
「制度をどう使い倒して暮らしていくか」の意思こそ



辻 浩司

(埼玉県議会議員/元生活ホーム非常勤職員/つぐみ共生会評議員)

今回の学習会は、企画段階から関わらせていただいた。

わらじの会2つの生活ホーム(以下、生活H)の設置法人である社福法人つぐみ共生会の理事会・評議員会で生活Hの現状が報告される中で、学習会の必要性を感じたからだ。

●マンパワーをつなぐマンパワーが不足している

現在、生活ホームが直面している問題は多々あるが、その根幹には「関わる人が減っている」という点があると思う。

端的に言えば、「マンパワー不足」であり、マンパワーを補えばかなりの問題は改善されると思う。

ただし、ここで重要なのは「マンパワー＝職員」だけではないということだ。

わらじの会をはじめ、県内の生活Hでは、世話人(職員)が入居者の介助をするのではなく、個々の入居者が、それぞれに介助派遣事業所などから介助者を入れて生活する、というスタイルをとるホームが少なからずあった。それゆえに、いろんな人たちがホームに出入りすることで風通しがよくなり、職員と入居者だけで完結する閉ざされた施設にならない努力がされてきた。

介助者は地域住民であり、介助を通じていろんな人たちの出入りがあり、ドラマが生まれた。

初期のわらじの会の生活Hは介助の必要な重度身体障害者の自立の場という性格も強く、それゆえ毎日多くの介助者がホームに出入りをした。

私もその一人で、最初に当時の入居者だった藤崎稔さんの介助に入ったのは自分探し中の高校生の時だった。私にとってはいろんな人たちが出入りをし、行きかう交差点のような場所が生活ホームであり、入居者や他の介助者の生活に触れることで、大きな刺激を受けた。

入居者の暮らしを伝え、出入りする人たちをつないでいく存在として世話人がいた。世話人が入居者個人の介助に入ることは、設立初期や緊急時を除いては基本的にはなかった。多くの人が出入りをし、マンパワーとなるためにはそれを現場で「さばく」人が必ず必要だ。それが世話人だと思う。

近年、入居者減と補助単価の減額によって、十分な職員が配置できなくなった。また、入居者も介助をたくさん必要としない知的や精神障害の入居者が主流となった。人の出入りは減り、職員は多忙になって人をつないだりじっくり生活を考える余裕がなくなった。

いま、必要なのは、生活Hが閉ざされた「ミニ入所施設」にならず、多様な人たちの関りをどう作っていくか、そのための人をどう増やすかということだが、今の生活Hの職員配置では、多様な人を受け入れ、コーディネートする余裕はないだろう。

●制度を冷静に理解する努力を

障害者自立支援法とそれに続く総合支援法の中では、グループホーム(以下、GH)の制度が作られたが、それは私たちが使ってきた生活H制度のように、いろんな人たちの出入りを作れる制度ではなく、基本的にはホームの職員によってサービスを完結させる閉ざされた場所のための制度だった。それゆえに、運動の主眼はGH制度の改善ではなく、「県単の生活H制度の存続」となった。しかしその後、制度改正が行われる中で、GHも外部から介助サービスを入れることが可能になったり、サテライト型といって、自立のための部屋をホーム外に設置できるようになったりと、「使いようによってはそれなりに使えるのではないか」という可能性が出てきた。

しかしながら、わらじの会界限では、GH制度の最新の状況についての十分な調査・研究はなされず、「GHは金儲けのための制度」など感情的な評価が先行し、GHとの対比として生活Hを過大に評価する見方も散見された。このような中で、GHへの移行の可能性を調査することすら憚られる空気ができたり、また現場の職員も日常業務に追われるなどして、腰を据えた取り組みができないでズルズルと時間が過ぎてしまってきたように感じる。

●いまのGH制度は使いよう

今回の学習会では、上福岡センター21の生活H、GHからの報告、有山さんからの制度解説を聞き、かなりわからなかったことがわかるようになった。

GHでは世話人のほかに、支援員と呼ばれる介助スタッフを配置できるが、センター21ではこの支援員の枠でこれまで同様、いろんな介助者に入ってもらい体制を作れている。そのため、世話人は全体を見る業務や対外的な業務に時間を使っている。補助額も様々な加算があり生活Hよりずっといいので、職員も多く配置できる。ホーム外に自立のための部屋を持てるサテライト型なども大いに研究すべき価値がある。一方でスプリングラーなど設備面でのハードルはそれなりに高いようだった。

いずれにしても、体にぴったりくる服のような制度を行政が用意するわけがない。制度を使い倒し、改良し要求していく「意思」こそが重要であり、それはすなわち「どんな暮らしがしたいのか」ということを言葉にしていくことなのだと思う

生活ホームとグループホームの比較

	生活ホーム	グループホーム (介護サービス包括型)	グループホーム外部サービス利用型
枠組み	埼玉県・市の要綱	国の自立支援法	
設置者	実績のある団体	法人	
主な収入	補助金。県：市＝1：1	障害福祉サービス報酬。国：県：市＝2：1：1	
補助金・報酬①	入居者一人当たり2470円/日	入居者：世話人＝5:1の場合。区分によって2103～6046円/日。 区分2で2579円。川越市の補助金月1万円/人。	入居者：世話人＝5:1の場合。2103円/日
同上②個人で居宅介護等を利用する場合	同上	報酬が下がる。上と同じ条件で、区分4で3308円～区分6で4143円。	ホームから委託先の居宅介護事業者へ。15分未満は1004円など、15分～30分、30分～90分、90分以上の枠ごとに単価が変わる。
同上③加算	入院時支援	福祉専門職配置、夜間支援等体制、入院時支援、帰宅時支援、処遇改善、重度障害者他	
同上④年間事例	みどり荘。899,088円/人	ひまわり。2,703,146円/人	
年間収支	みどり荘2020年度、-179万円。本部より195万円補填	ひまわり2020年度、+582万円	
建物監督	消防法	建築基準法、消防法	
設置基準(建物)	緩い	細かいところまで基準有り。	
建物・設備の援助	無	部分的にあり。	
定員①規程	4人から	2人から10人。サテライト型住居2か所まで。	
定員②事例	5人	10人+サテライト1人	

利用者	知的、身体	知的、身体、精神	
職員	資格なし	資格なし。あれば加算。	
職員数①規程	世話を入居者数に応じて増加。	世話を入居者数に応じて増加。生活支援員を入居者の支援区分合計に応じて増加。サービス管理責任者1名。管理者1名。	
職員数②実例	世話人1、支援員5	ひまわりの7月。世話人3(うちパート1、管理者、サビ管を含む)、支援員15(泊りを含む)	
入居者	身体、知的、精神	身体、知的、精神	
入居者の金銭負担	部屋代、食費、光熱水費	部屋代、食費、光熱水費、消耗品費。	
ヘルパー利用①居宅介護等	すべて、できる。	支援区分4以上の人のみ。	
ヘルパー利用②市町村事業(移動支援、生活サポート、全身性など)	すべて、できる。	すべてできる。	すべてできる。
ヘルパー利用③介護保険	すべてできる。	すべてできる。	すべてできる。
ヘルパーの利用④手配	自分でやる人と、世話人にやってもらう人がいる。	家族や世話人がやる人が多い。	ホーム世話人が介護計画を作り、受託事業者者と委託契約を結び、受託事業者が介護を提供する。利用者個人のヘルパー利用ではない。
独立の準備	みどり荘からアパート暮らしは、下重さん以後いない。	ひまわりではサテライトホームからアパート暮らしへ1人。	
引越しや立て直し	市や県と話してみないとわからない。	手続きが煩瑣だが、できる。	

センター21, 有山。2021年7月

アンテナショップ「かっぽ」 県庁内「福祉」の店

6月3日

事前告知できませんでしたが…6/1(火)～/14(月)の間、店頭販売を行っています！

昨日はめだか工房(草加市)の皆さんが手作りパンを販売して下さいました。

今日はフレンズネットさん(さいたま市南区)のシフォンケーキを販売しました。

来週からは…

晴れ晴れさん(川口市)

夢燈館さん(さいたま市桜区)

かやの木さん(さいたま市中央区)

農さん(さいたま市緑区)

たいむさん(川口市)

ゆめみ野工房さん(松伏町)

あけぼの作業所さん(さいたま市南区)

アトリエ・モモさん(さいたま市浦和区)

第2川越いもの子作業所さん(川越市)が日替わりで来てくださいますのでぜひご来店ください！



7月15日

今日のお店番は パタパタ(春日部市)。農(あぐり)さん(さいたま市緑区)が作ったじゃがいもを水曜日から順次お届けしておりました。一昨年までは配達日は一日としていたのですが、昨年から配達日を三日間に変更。「テレワークでいつ出勤になるかわからないから頼めない」という声に少しでも対応できるようにしました。14(水)は農(あぐり)の方たちが配達、それ以外の日はかっぽで配達。今日は店番に来ていた由佳さんとお届けへ。

店番歴20年以上の大大大ベテラン！どこのお届け先へも臆することなく「じゃがいもで一す！持ってきましたよー！」と突入。頼もしい限りなのですが、こちらがお届け課所とお名前を確認している間には突撃！焦らされました…。そんな由佳さん。

「次はあっちの庁舎だよ～」 「次は向こう行くよ～」と言うと迷うことなくずんずん凄まじい勢いで歩く歩く。まるで何かに追われているかのごとく歩く。後ろを振り返ることもなく歩くので由佳さんは遥か前方へ。そして大声で「昨日暑かったよね～」を連呼しまくり。午前中の20分ほどで汗びっしょりになった由佳さんでした。



6月25日

久々のホンモノ坂口が投稿しております(笑)

んじゃ今までの投稿はどなたが？そこは皆さんのご想像にお任せするとして・・・

さてさて、私坂口は4月よりめだか工房一本で働かせていただいておりますが、今月初め、そのめだか工房としてかっぽ販売へ めだか工房VSまるまる工房芳賀ちゃん！めだか工房全品1個100円。かたや、まるまる工房芳賀ちゃんのパン1個150円。いざ！勝負だー

それでも芳賀ちゃんが持ってきてくれたパン29個も完売。めだか工房のパンも沢山の方々がお手にとってくださいました皆様一ありがとうございました(^_^)



7月9日

哀愁漂う背中。



7月19日

今日のお店番は トムテ(越谷市)。午前販売の売上を計算するおふたり。樋上社長「あ、そうじゃなくて…」由梨さん「あれ??」という謎の応酬が続き、まったく進まないの
で強制軍事介入!社長は電卓係り!由梨さんは読み上げ係り!と配置を指示。しかし…由梨さんは社長の電卓打ちが信用ならないのか電卓ばかり覗き込み、肝心の現金読み上げが疎かに…。一筋縄ではいかない人々です。



7月26日(火)

今月はおにっこハウスさん(熊谷市江南)のお味噌の注文販売を行っていました。今日はその配達日でした。毎年お歳暮時だけ行っていたのでお中元時(関東では過ぎていますが)は初めてです。人気だったのはお味噌750gと味噌ドレッシングか塩こうじかたまり醤油がセットになった商品でした。年末にも注文販売予定ですのでご注文お待ちしております♪今日は火曜日。パン売りの芳賀くんがやってきました。先週「50個が多い」と伝えたので「今日はどうかー」と思っていたところ…調理パン51個。食パン4斤。合計55個を持ってきました。言ったことが伝わっていなかったのかな?? 想像のかなーり斜め上行く事態にびっくりでした。55個のパンたちは15個がそのままお持ち帰りとなりました。40個も売れたというべきか15個も持ち帰ったというべきなのか…。午後、わらじの会の外出活動グループ「絵日記の旅」の皆さんが寄って下さいました。なんでも庁舎内にわらじの会会報「月刊わらじ」を配布しに行くとのことでした。暑い中ご苦労さまです。



8月1日

坂口さんが密かに連絡を取って下さっている「市町村物産」8月は八潮市と所沢市。両市とも昨年もお世話なっています。

八潮市さんは「八潮ブランド認定品」の(株)イワコーさんのおもしろ消しゴム。お寿司や野菜、動物に乗り物などたくさんの種類があります。こちらの消しゴム、企画から生産出荷まですべて国内の自社工場で行っているそうです。見ていだけで楽しくなるこちらの消しゴム、なんとご来店頂いた方にプレゼントしちゃいます!たくさん種類があるのでお気に入りを探して下さいね。

所沢市さんは所沢牛を使った「所沢カレー」(レトルト)や、所沢名産里芋を使った「ところんアイス」、ところんだるまとところんぬいぐるみとなっております。今年も外へ出ることが憚れることになっています…。そんな時こそお家ごはんやおやつは贅沢しませんか??



かつぽは、障害を持つ人と働く場、障害を持つ人たちが作った品物を売る場、売りにくる場、埼玉県 PR ができる場、おいしいものやかつぽでなら、手に入るよと思ってもらえる場、今はそんな場所を手探りで作っているところです。応援してくださいね。

カンパ募集 振込先は以下(郵貯)

店番 029 当座 0107736

埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会

＜県庁内福祉の店 アンテナショップかっぱ＞報告

関 啓子(ぺんぎん村) ペンギん村通信より

今、ぺんぎん村の日常的活動の中でかっぱ店番が中心となっています。

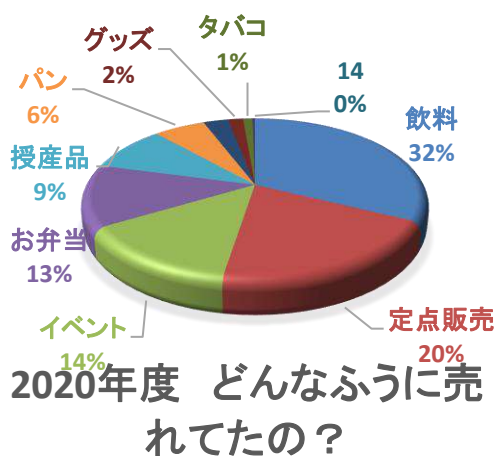
これまで毎週木曜日に、店番参加者2名とぺんぎん村のかっぱ担当者と有償ボランティアさんが店番に入っていましたが、昨年度から有償ボランティアさんが家庭の都合で暫くお休みとなり3人体制でやっています。かっぱとして専従Iさんと「障害者雇用制度」を利用してNさんが週3回店番に入っています。ぺんぎん村のMさんYさんともに意欲的に参加しており、手当をもらえることを楽しみにしています。店番会議や総会にも参加しています。

県庁内での移動販売が定点販売方式になり、4年以上たち定着しました。しかし第一回目の緊急事態宣言により4・5月の2ヶ月間店番は休止となり、6月から再開。その後は販売活動は続けられています。場所の数が一番多いのにもかかわらず、時間どおりにほぼ回り、二人そろうての声かけがよくとおり、丁寧な態度も好感をもたれていると感じます。「二人の姿を見るとつい買っちゃうんだよね」と話してくれるお客様もいます。売上げ目標の1万円を毎回大幅に越え、1万5千円ほどになる日も多くなりました。本当によく頑張っています。

かっぱの総会が開かれました。やはりかっぱ経営状態は更に厳しくなっています。決算報告でかろうじて赤字になっていませんが、これは大口寄付があったためで実態は100万ほどの赤字といえます。

コロナにより例年取り組んでいるかっぱフェスタをはじめ、様々なイベントが中止になったり、補助金や職場体験事業の業務委託料(かっぱの専従がコーディネートしていた)がもらえなくなったりしました。減収の大きな要因です。店舗と定点販売(当番の仕事で台車に商品を積んで県庁内を回ります)の売上げはコロナに負けず伸ばしていますが、飲料の売上げ減少が続いています。10年近くで半額に！県庁内にコンビニができ、次々に自販機が置かれるようになったからだと思います。みんな頑張っているのだけれども、全体的には利益は減ってしまったのです。

「2021年度は、損をしない、させない販売をめざせ！」ということで、注文販売や店舗前での販売を増やしたり、在庫を残さない損失をださない売り方を工夫したりして、みんなで努力していきたいと思います。県庁近くにお越しの際は、第2庁舎1Fにあるアンテナショップかっぱにお立ち寄りください



カンパ募集 振込先は以下(郵貯)

店番 029 当座 0107736

埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会

＜共に育ち学び合うための相談会 2021夏＞ 報告

2021年6月20日 武蔵浦和コミュニティセンターにて

～鈴木さんのお話～

共に学び共に働くまでの「スペクトラムな僕と私」子育て体験

鈴木なおみさんと埼玉連絡会との出会いは、「障害児を普通学校へ・全国連絡会」に、ご自身の子育て体験を伝えることでお役に立てればという鈴木さんからのメールがあったことからです。毎月定例で行っているサイタマおしゃべり会に何回か参加していただき、また、長年続けているブログ「スペクトラムな僕と私」も読ませていただき、共感することがたくさんありました。直接子育て体験のお話を聞くのは初めてです。

当日までの準備もていねいに、エネルギーにやってくれました。チラシを作るときには、たくさんの写真を送ってくれて、言葉もより適切なものをと意見を出してくださり、苦手な私はずいぶん助かりました。当日のプレゼン資料も、ブログをそのままではなく、それまで書いたブログや本をふり返りながら、写真も入れて、経過やようすをまとめてくださいました。

＜ブログを始めたのは＞

次女さんが中学校に入って時間ができたころからです。自閉症の子どもを持つ親が参加する講座で、通常級や普通高校に入れたことを非難されたことがきっかけだそうです。“手探り状態で迷いながら悩みながら子供の力を信じて生きてきた日々…学校でも特別な支援を受けずに出来そうなことを毎日積み重ねて学んできました”ということを伝えるために。ぜひ、ブログもお読みください。

＜影響を受けたのは＞

明石洋子さんの『ありのままの子育て』（2002年）という本で、この親子に衝撃を受けました。のちに、明石さんたちが編集した『わが子は発達障害 心に響く33編

の子育て物語』に鈴木さんも体験を書いています。

＜「占い師」という言葉＞

鈴木さんのお話の中で何回も出てきて、そのたびに会場から共感の笑いが漏れていました。医師や専門家のことを鈴木さんは「占い師」と言っていて、あとで「占いは全て当たらなかった」と付け加えていました。長男さんが自閉症と診断され、次女さんが重度知的障害と判定されますが、特性もそれぞれ。医師や専門家は端から、教えてもムリムリと言いましたが、子どもが意欲を持てば（意欲を持てるようにして）普通に学ばせました。自分がピアノを教えていることもあって、子どもたちにバイオリンやピアノなど習わせ、



音楽による人とのつながりはとても大きかったようです。長男さんは5歳からバイオリンを習い、習得するのに人一倍時間はかかりましたが、現在も一般のオーケストラに所属しています。

＜長男さん＞

自閉症と診断され療育にも通っていましたが、本人が嫌がるようになり、バイオリンを無理と言われたりなどもあって、療育は不要と判断してやめました。就学相談で出会った先生から通常級を勧められ小学校就学。保育園で一緒だった女の子や金管バンドの男の子など世話してもらいながら仲良く小学校時代を過ごしました。その中の一人で、お兄さんが発達障害があるという世話好きな女の子は、鈴木さん家族といろいろなつながりがあり、その後教員になっています。中学校も地元の中学校の通常級へ進み、ヤンチャな子もいっぱいいる学校でしたが、「不思議なことにヤンチャな男子ほど慕ってくれる」(ダウン症の子どもを持つ奥山佳恵さんの言葉を引用)、めんどろみる子もいれば、いじめる子もいると鈴木さんは言います。鉄道好きで、高校は東京にある岩倉高校の運輸科へ。高校時代は渋谷駅で駅務研修、また吹奏楽部やアルバイト、オーケストラに励みました。障害者枠で企業に就職し働いています。

＜次女さん＞

重度知的障害の判定を受けていて(5歳)、物を壊したり他害などもあったことから、児童発達支援の通園で親たちから悪口を言



SSTK 1983年7月19日第三種郵便物承認
 われることもありました。同じ幼稚園の子をたよりに通常級に入学しましたが、たちまち有名人に。長女さんのクラスに逃げ込むこともありました。学校は支援級を勧める、プールの付き添いをさせる、頻繁に呼び出しなど、(今でも相談でよく聞く)ひどい対応をしてきました。いじめもありましたが、近所の同級生に救われました。4年生になると校長が変わり、だんだんと落ち着いてきたそうです。管理職の姿勢で学校が変わり、子どもが変わると鈴木さんは言います。中学校も「地元密着型」で地元の中学校へ進み、長女さんが所属していた演劇部へ。高校も演劇部がさかんな県立高校に進学しました。公立高校を選んだ理由は、同じ中学から5人いて、そのうちの一人は幼稚園から一緒に、高校の2年間は同じクラスでした。演劇部は全国大会レベルで厳しくて退部、高校近くの飲食店でアルバイトを始めました。指定校推薦で県内の短大へ。障害者枠で正社員として企業に就職しました。

＜特別支援教育について＞

鈴木さんは現在学校支援員をやっています。「仕事上、特別支援教育の免許を取っているのですが」と前置きしながら、特別支援教育に対する考えも話されました。学校や親は「安心したい、傷つきたくない、情報とパイプがほしい」といったことで、進路指導でも特別支援学校・高等学園・分校への進学や、卒後の進路にしても事業所、企業でも特例子会社と決めつけていないかと疑問を呈します。障害のある子は就労と自立という観点になりがちで、早くから就労目標設定

をし、「実習・仕事のスキル」を押し付けているのではないか。あくまでも主体は子どもなので意欲を持てるように、「勉強・仕事ができる子どもに」ではなく「勉強・仕事をしたい子どもに」と言います。

<後半は参加者からの相談>

これまでおしゃべり会に参加した方の他、鈴木なおみさんのブログを読んだ参加者(会場、ZOOM 共に)もいて、東京からの参加もありました。入学したばかりの小学1年でまだ落ち着けず付き添いをしていたり、学校に専門家チームが来ると聞いて不安になっていたり、来年はいよいよ就学だが就学先を決めきれないでいたりなど、今とても悩んでいる相談で、鈴木さんや先輩のおかあさんたちからも体験を通してのアドバイスや励ましがあり、皆さんでじっくり話し合いました。もっと時間がほしいほどでした。

相談した方たちからは、とても勉強になった、鈴木さんのようにはできないが皆さんの力を借りながら我が家流でやっていきたい、普通級に入りたいが自分が強くいられるか不安で気の済むまで考えていきたい、といった感想があり、それぞれに鈴木さんのお話や皆さんのアドバイスを受けとめ考えておられることを感じました。

それにしても、みんなと一緒に学校に行きたいというだけなのに、どうしてこんなに親子が悩まされなければならないのかと

憤りを覚えます。

<ZOOMを含めての開催>

準備も含めてご協力ありがとうございました。事前に資料を送ることも何とかでき、今回は2人でしたので参加費も切手で納めていただきました。ありがとうございました。その一人の高橋儀平さんは建築でバリアフリーについて取り組んでこられて、学校のバリアフリー化についての調査研究協力者会議の座長も務めていました。学校のバリアフリー化についてのお話を聞く機会も持てたらと思います。

<どの子ども事務局からの感想>

鈴木さんがなぜこのような子育てを続けて来れたのだろう、というのが私が聞きたいこととしてありました。初めから無理と決めつけしないで、子どもが意欲を持てるようにし、子どもの「したい」に付き合ってきたこと。変わるきっかけとなる出会いをキャッチし大切にしてきたこと、子どもどうしのつながりを大事にして活かすこと、やはり人との出会いなんですね。普通の学校で、友だちや先生などとの出会いで子どもたちが変わり成長していきます。今、これから子育てのおとうさん、おかあさん、そして先生たちに「長い目」で見てほしいと強く願っています。また今回の続きができるといいなと思っています。(竹迫)

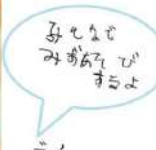
(どの子どもニュース NO. 116 より転載)

どこかで線引きをしたら、それはもう止まらずに、どんどんと強くなってくる。だから、線引きをしないためにも障害児も一緒にいるのが、当たり前。そんな学校がいい。

これが、どの子ども地域の学校への基本。線引きはどんどんつよまっているけれど。。

だいじょうぶ、みんなで行こう 地域の学校へ 全国連40年 もっと前へ！

第20回 障害児を普通学校へ・全国連絡会 全国交流集会 in 東京



参加費

会場参加	3000円	(1日参加2000円、高校生以下と介助者は無料)
	保育	1000円/2日間 (1日500円) 先着10名まで
Zoom参加	2500円/2日間	(1日目のみ2000円 2日目のみ500円)

実行委員長挨拶

コロナウイルスの流行で、予定地での開催が困難となり東京になりました。大変な時の？開催となりますが、実行委員会(全国連運営委員・首都圏の会員等)は、皆様が「がんばって参加してよかった…」とっていただけるように準備を進めています。

全国連は、「共に」を柱に40年間活動してきました。今、「共生社会」を改めてふり返ってみますと、自粛と要請の名のもと格差が拡がり同調圧力も強まっています。全国連は、主体的に繋がり「子ども」をまん中にして歩んできました。これからも歩んでいきます。

障害がある子との出会いがなくて育ってきた(大人も子どもも)一人ひとりはとても不幸です。「共に」育ってきた子どもたちを、信じましょう。そう…だいじょうぶと胸を張って！

9月18日・19日の全国交流集会は、2年に一度の集会です。この40年を節目として対外的に「“共に”を訴え続けている無視できない全国連」であると、存在をアピールしたいです。笑顔でお会い出来ますように…。申し込みはお早めをお願いします。

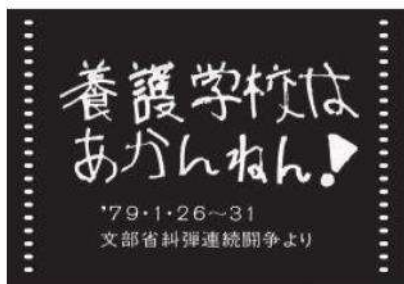
長谷川 律子

18日(土) 全体会案内

13:30~17:00 要約筆記あり

1. 開会行事 13:30~ 主催者挨拶・来賓挨拶・基調報告

2. 「養護学校は あかんねん！」上映 14:00~14:50



(1979/50分/16mm) 企画制作：市山隆次

日本の共生共学(インクルーシブ教育)運動の原点はここにある！

「養護学校はあかんねん！」は、1979年の養護学校義務化の年の1月、文部省前に義務化を阻止しようと集まった全国の障害者を中心とする人たちの6日間の記録映画です。42年前、かれらはすでに「差別の社会的障壁」と「インクルーシブ教育の必要性」を訴えています。

この運動があったからこそ今があるのだと、熱い思いを感じます。しかし、42年たっても変わらない現実も突き付けられます。さらに、今の私たちにこれだけのエネルギーがあるのだろうかとも思います。だからこそ、集会でみなさんとともにこの映画を観て、新たなエネルギーにしていきたいと思います。

3. パネルディスカッション 15:10~17:00

全国連が発足してから40年。「養護学校はあかんねん！」をあらためて観ることにより、私たちの運動の原点を共有したいと思います。そして40年の歩みを振り返るとともに、分離が進んでいる現状をふまえ、なぜ「共に」が進まないのか、パネラーのみなさんとともに語り、考えていきます。さらに前へ進むために！

パネラー

戸田二郎さん

全国障害者解放運動連絡会議副代表
映画の中に登場されている。

五十嵐玉枝さん

保護者。息子さんは小・中地域の普通
学校に通い、現在、都立高校の3年生。

北村小夜さん

子どもを分けるなど、全国連とともに運
動を続けてきた会の世話人。

大和俊広さん

神奈川県小学校教員。どの子ども共に学
び育つ教育を実践中。

コーディネーター

片桐健司さん(全国連運営委員)

19日(日) 分科会案内

9:10~12:00

【第1分科会 就学前】 普通学級に決めた!そのきっかけはなに?

「障害の種類や程度による最も適した教育を」と障害のある子を取り出し分ける療育や教育が進められてきた。今ではこの考え方が一般的な情報となり浸透している。この「分ける教育」に抗する第一歩を考えたい。

【第2分科会 小・中学校】

いろんな子がいるから面白い、明るい未来が待っている

普通学級に入っても、支援級を勧められる現実がある。普通学級での悩みや課題を出しながら、やはりここで良かったのだということを共有したい。

【第3分科会 高校】 高校でも、普通に一緒に学びたい

進級などで悩みながらも同世代の中で青春してる高校生活。しかし、未だに各地で続く定員内不合格。分校、分教室の設置や高校の特別枠、通級など、特別支援教育が押し寄せ、分けられていく。高校で「一緒に学ぶ」をどう広げていくか。

【第4分科会 卒業後】 自分らしく生きてます!

地域の普通学級で学び育ち卒業した後は? 進学・一般就労・福祉的就労・自立生活など人それぞれ。分けられ囲われた人生でなく、共に生きていく道は…。

【第5分科会 運動課題】

「共に」が進まないのはなぜか、阻んでいるものは何か?

障害者権利条約を批准し、障害者差別解消法もでき、共生社会が言われても進まないインクルーシブ教育。それを阻み続けるものとどう闘うか。

日時 2021年9月18日(土) 13時

受付開始

13時30分~17時

全体会

19日(日)

9時~12時

分科会

会場 日本教育会館8階

主催 障害児を普通学校へ・全国連絡会

第20回 障害児を普通学校へ・全国連絡会

全国交流集会 in 東京実行委員会

後援 日本教職員組合・東京都公立学校教職員組合

東京都障害児学校労働組合・東京都高等学校教職員組合

アイム'89東京教育労働者組合

申込先



【申し込み〆切】 8月31日(火)

【お問合せ】

TEL 03-5313-7832(全国連絡会事務所 月~木曜日 11時から16時)

FAX: 03-5313-8052

E-mail: zenkokurenzimusyo@ybb.ne.jp

2021 年度 総合県交渉 コロナ感染拡大のため 初めての文書回答となりました！



2021年7月15日

災い転じて福としよう♡

なんといっても、これがサイタマ流なのだ！と 見せつける時ではないですか？
埼玉県でもコロナ感染者の数が 2000 人を超え、医療体制がひっ迫している等
状況を鑑み、2021 年度の県交渉は対面ではなく、書面回答になりました。

私たちの交渉は、県への要望だけではなく、自分たち内部への、地域生活や教育、
就労の実態を発信する場でもありました。県の職員も、私たち自身も同じように自
分とどう関係するのかを、考え合う場でもあるのです。

今年度は、書面回答であるということで、例年では耳から得た回答について議論
してきましたが、むしろ文字を見ながら、回答の意味をきちんと分析し、自分たち
が言いたいこと、求めていることとどうずれているのか、近いのかを検証しつつ、
再度、県の職員に対して、じっくりと話をしていく機会を作っていこうということ
になりました。

要望書に関連する資料や、実態を表すプレゼンなどを集め、新しいじっくりした
形の県交渉を作っていけると思うのです。

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉障害者市民ネットワーク
代表 野島久美子

要望書

コロナ禍にもかかわらず日夜、県民福祉増大のためにご尽力いただき誠にありがとうございます。

私たちは、「障害のある人も、障害のない人も地域で共に」を合言葉に活動する仲間たちの集まりです。

私たちは約35年前から県と話し合いを続けてきました。施設から地域へという在宅福祉推進、どの子ども地域の普通学校へというインクルーシブ教育の実現、地域の一般企業への職場参加の推進活動などをおして障害者関連問題だけではなく、総合的に県政全般について話し合いをする「総合県交渉」として続けてきました。

なかなか理解していただけずに毎年毎年おなじような質問を繰り返したこともあります。また、話し合いを契機にご理解いただき私たちが大喜びする結果をいただいたこともあります。

しかし、多くはご理解いただけないままのほうが圧倒的多かったと考えます。

10年ぐらい前から私たちが要望書を検討する中で「プレゼン」という言葉が出るようになりました。このことは要望書の語彙だけではなく、もっと私たちの思いをよく知ってもらおう、私たちの暮らしなどをどうしたら伝わるのかという議論の中から話し合いの当日「プレゼン」をしようということになりました。そして、昨年は「寸劇」まで飛び出しました。

今年も、「プレゼン」「寸劇」などが行われると思いますが、なにとぞ私たちの思いが県政に一寸でも反映されることを願っての表現と受け止めてください。

以上のような気持ちで以下の要望をしますのでよろしくご検討をお願いします。

I. はたらく

「はたらく」ということ

人は自然や周りに関わり合って、それらを自分や他の人に役立つように作り変えながら生きています。あかちゃんが泣くことで、傍らのだれかがあやしたり、乳を与えたりすることで、家族や周囲のきずなが育まれることも、あかちゃんの「はたらき」といえるでしょう。

いっぽう、近年「はたらく」ことは重要な社会参加だと強調されるようになった背景は、現代ではさまざまな場面で「はたらく」ことから遠ざけられる人や場面が多くなっていることの裏返しといえます。子どもの義務教育もそうです。高校も準義務化し、大学進学率も上がっています。あかちゃんの「はたらき」も部分的には家族や周りに対してから、保育士などへ肩代わりされるようになっていきます。多くの農家や漁師や豆腐屋や町工場の人々の「はたらき」も消滅しました。

現代の「はたらく」の中心は、企業とか役所等と契約を結び、労働を提供して給料を得る「はたらき」に移っています。企業は市場競争で勝つために大量生産・大量消費を進め、人々はその商品やサービスを買って生きるために「はたらく」ようになっています。その場合の「はたらく」に際しての「能力」・「適性」も労働力市場での競争を通してきめられてきます。

「はたらく」ありかたを通して、「格差社会」、「階級社会」が生み出され、さらには地球上の生命が死に絶える危機を加速しているともいわれています。

かつて障害者団体「青い芝」代表の故横塚晃一さんは、寝たきりの重度障害者が介助者がオムツを換えるのに合わせて腰を浮かすことを「障害者の労働」と言いました。その言葉も踏まえて、これまで遠ざけられてきたさまざまな「はたらく」を生き返らせる道を考えてゆくために、以下要望します。

1. 障害者活躍推進計画

インクルージョンとかダイバーシティとかの推進を掲げるというのなら、県の職場や学校職場を、

障害のある人びとも含めてさまざまな人が共に働く場にし、これまでの「はたらく」ありかたを見直して行く苦勞をいとわないでいただきたいと思います。

- ① 知事部局も教育委員会も、それぞれスマートステーション flat、事務集約オフィス「ハーモニー」、「チームぴかぴか」という受け皿を作り、そこに切り出した仕事を集め、会計年度任用職員として障害者を雇用する場を設けました。ここは出発点ではあっても終着点にはせず、さまざまな県職場や学校等で「はたらく」ことへつなげてゆくための支援体制をつくる必要があります。短期間雇用して、あとは就労支援機関に丸投げして民間就労などという、単なる雇用率かせぎの場にしないでください。(人事課、教育総務課、特別支援教育課)
- ② 近年、小さいころから個々の障害に応じた特別な場で育ち学ぶ子どもが増えており、障害の有無によって分け隔てられてきた同士が大人になり、職場で初めて出会うことが多くなっています。すれちがいやトラブルが起こるのは当然であり、むしろそれらを丹念に拾い上げながら、合理的配慮を積み重ねていくことなしには、ダイバーシティもインクルージョンも見えてくるはずはありません。かつては、新入の職員研修に際して手話通訳がつかず、聴覚障害の新職員は研修を欠席せざるを得なかったと聞いたことがあります。車いすの職員はかなり前から採用されていましたが、かつては使用可能なトイレも限られ、県庁正面南玄関等はスロープがなく、出入りできる口は浦和駅方面の東玄関しかありませんでした。県が障害のある職員に対してこれまで行って来た合理的配慮を年代別に整理するとともに、現在合理的配慮の課題として挙がっているものについて、建設的対話中のもの、検討中のもの、まだのものに分けて、可能な限り具体的に示してください。(人事課、教育総務課、義務教育指導課、高校教育指導課)
- ③ 計画を見た限りでは、「活躍推進」と言いながら、知事部局も教育委員会も「雇用率」が最大の目的になっていると感じます。「雇用率」は手段でしかなく、目的はこれまで県や学校の「はたらく」から遠ざけてきた「重度知的障害者」、「要介護障害者」を含むさまざまな人々を迎え入れて一緒に「はたらく」県庁、学校を創っていくことです。受験資格の欠格条項が削除され、「要介護障害者」も(教員を除けば)「重度知的障害者」も受験可能になりましたが、該当する受験者はどれほどいて、受験に際してどのような合理的配慮を行ってきたのですか。詳細な回答をお願いします。(人事課、教育総務課)
- ④ 「お役所仕事」、「縦割り行政」という言葉がありますが、県庁や学校の職場は分業が固定化しており、これまで「自力通勤、介助者なし職務遂行」などの能力がなければ受験資格すらないとされてきた障害者が共に働くためには、既存の分業にあてはめるのではなく、職場ぐるみの役割見直しが必要です。現実には、本県に限らず、通勤に関する合理的配慮や職務遂行のための合理的配慮を適切に行うことを避けるため、能力なしとして不合格にしてしまうことがほとんどではないでしょうか。会計年度任用職員として採用した場合も、本人と支援員が二人だけで、他の職員や生徒等とはまったく関わりなく、切り出された仕事をしている事例をよく耳にします。ここに述べたような、通勤及び職務遂行上の合理的配慮、他の職員や生徒たちを含む関係の中での「活躍推進」について、現状を教えてください。(人事課、教育総務課、義務教育指導課、高校教育指導課、特別支援教育課)

2. 障害者雇用・福祉施策の連携など

- ① 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が始まりましたが、実施(予定)自治体が増えません。企業が納付金に基づく助成金を活用しても支障が残る場合等となっていて、手続きがめんどろなことも理由と思われます。県で把握している自治体の状況について教えてください。また、この制度を納付金とは切り離して利用できる制度とするよう、国に働きかけて下さい。さらに、公務員についても利用可能な制度とすることについても、国に働きかけて下さい。(障害者支援課、雇用労働課)
- ② 国の制度見直しに先行して、県として全身性障害者介助人派遣事業、障害児(者)生活サポート事業を、通勤及び職場介助に活用できるようにして下さい。(障害者支援課)
- ③ 本年3月のサービス報酬改定で施設外就労加算が廃止されましたが、国に対して復活するよう要望してください。この加算は施設から一般企業へ働きに出て行く時支援職員の時給を払える程

度の額でした。この加算を使って施設から近所の農家へ働きに行く準備をしていたのに制度がとつぜん廃止になり、出て行けなくなってしまったケースもあります。(障害者支援課)

- ④ 前記の加算廃止の代わりに、国は施設からの一般就労移行実績を基本報酬に反映させ、また少額の地域協働加算を設けました。しかし、一般就労実績や高工資も大事ですが、同じように大事なことは、重度な障害者も含めて地域の職場に参加してゆく支援を施設が行い、施設と地域とが互いにひらかれてゆくことであり、施設外就労加算はその後押しにもなっていたのです。越谷市では障害者地域適応支援事業を2002年度から実施し、市役所等の公的機関や企業等の職場で、福祉施設等の障害者が職員等の支援を得て実習する事業を毎年実施しています。この事業でも、施設職員等が実習支援を行った時間に応じて、補助金を交付しています。この福祉施設等は就労系に限らず、生活介護や精神科病院内デイケアなども含まれます。県として、越谷市の事業を参考に、施設と地域・職場をひらきあう事業を検討してください。(障害者支援課、雇用労働課)
- ⑤ 県労働相談センターからのA型事業所利用者への労働問題の悩み相談のお知らせに対し、相談実績や課題を教えてください。(雇用労働課労働相談センター)
- ⑥ 昨年12月議会で知事が「働く人自らが出資し、自らの意見を反映した事業に従事する労働者協同組合は、仕事と生活の調和を図りながら、意欲と能力に応じて働くことができることから、多様な就労の機会の創出につなが」と評価した労働者協同組合法を、重い障害のある人もない人も共に働き共に運営する職場づくりに活かせるよう県として支援策を検討してください。(関連各課)

3. アンテナショップかっぱに関連して

県庁内の職場実習の歴史は、人事課が以前から知的障害養護学校高等部2年生を対象に出先機関で行って来た実習を除けば、2003年2月議会での知事答弁に基づき、「福祉と就労の谷間を埋める」ために活動してきた「埼玉障害者の就労をすすめる会」(障害者協議会、育成会、埼玉SELP、自立生活協会=事務局)が県雇用対策課、特別支援教育課、障害者福祉課との協議の下に、障害者福祉課で重度知的障害者が1ヶ月間実習したのが始まりです。この時の窓口はかっぱが担当し、県は障害者福祉課が担当しました。

2004年度は雇用対策課の仕切りに代わり、障害者福祉課、雇用対策課、特別支援教育課の3ヶ所で取り組まれましたが、就労支援機関の登録者を対象とした職業準備訓練と位置付けられ、前年度のような福祉的支援を受けてきた人を受け入れて共に働く経験を積み、支援方法を探る実習とはちがいました。

そして、2005年度に新たに障害者福祉課の仕切りによる「県庁職場体験(体験型職場実習)」が始まり、かっぱが委託を受けてコーディネートを行うことになりました。

- ① 2003年の知事答弁では「事業主の理解促進のための普及・啓発の一環」と位置付けられましたが、たとえば就労チャレンジコースにおいては現在このことはどう取り組まれているのでしょうか。また、実習後の就労実績については、どのように把握されているのでしょうか。把握されているのなら実績を教えてください。(人事課、雇用労働課)
- ② かっぱがコーディネートを担う実習は、かっぱ自体が重い障害をもつ人が施設の職員と一緒に出てきて県庁内で働く場であることから、福祉と就労の壁を一時的に行き来する際の気づきが多くあり、実習参加者・施設にとっても、かっぱにとっても多くの発見がありました。かっぱのように県内各地から障害当事者と職員(あるいは介助者)が店番に来て、運営も一緒に考えているところは、全国にある公共施設内の福祉の店でもきわめて稀です。ましてやそこが庁内職場体験をコーディネートしている例はほかにありません。

- ②-1 ここ数年、実習の場が本庁舎でなく出先機関になっており、浦和周辺地域でない施設にとっては実習先がないため有意義と受け止められています。ただ、求職者ありきの実習ではないので、実習先が決まってからその地域の施設に問い合わせ調整するので、なかなか見つかりません。実習期間を第2期や年度末とせず、柔軟に対応してください。また、実習先をできるだけ早く教えてください。(障害福祉推進課)

- ②-2 実習参加についても、かっぱの店番に来るにあたっては共通することですが、施設が押し出しやすい体制を考えてください。制度が変わるたびに、職員を押し出すだけの予算がなくなり、介助者を伴う場合には施設に助成金が入らないなどの財政的な問題で、年々難しくなっています。こればかりは、かっぱの努力ではどうにもなりません。店番や実習以外でも、かっぱに品物を出す施設が年々増えており、かっぱに品物を届けに来るのが楽しみだという施設利用者の声を聴きます。コロナの影響で販売先のイベントがなくなる中、かっぱに品物を出して助かるという施設の声もよく聴きます。これらも含めて、ぜひ検討をお願いします。（障害者支援課、障害福祉推進課）

Ⅱ. くらし

1. PCR検査について

グループホームや日中活動の場所で、障害者と職員が暮らしたり、働いたりしているので、濃厚接触は避けられません。予防に努めていても、感染するのじゃないか、感染させるのじゃないかという不安がつきまといまいます。定期的なPCR検査はこの不安を解消できる一つの手段になっています。

- ① 入所施設やグループホームの職員の検査はすでに県が進めていますが、入所者や入居者、通所施設の通所者の検査も進めてください。
- ② 生活ホームや地域活動支援センターが検査対象から漏れることはありませんか？

2. 障害者の入院時の介護

昨年度の話し合いで障害者が新型コロナウイルスの陽性となった場合は、入院で対応すると回答を頂いていますが、新型コロナウイルスの感染予防の観点から外部の関係者が病棟に入る事ができない状態での障害者の入院時の介助の実態を教えてください。医療機関による完全看護であったのか、家族や介助者がサポートしたケースがあったのか、どのような入院実態であったのでしょうか。

3. 感染隔離中の障害者へのヘルパー派遣

- ① 通常介護ヘルパーを使っている障害者が新型コロナに感染した場合自宅、宿泊施設、病院（重度者コミュニケーション支援）各場所への介護者派遣の指針があれば、教えてください。
- ② その場合の補助の仕組みがあれば教えてください。

4. 家族が新型コロナに感染した場合

- ① 障害者の家族が新型コロナにり患して障害者を介護できなくなったとき、障害者を保護する施設が決められていると聞いて安心しましたが、実際どの程度その施設が利用されましたか。
- ② また、満床になって利用できないときはどうしましたのか。

5. 65歳問題（介護保険への移行）について

65歳（もしくは40歳）になった障害者は、障害福祉サービスから介護保険への移行を、強制されるものではない、という事は、国の通知や判例において示されてきました。

また例えば介護保険に移行したとしても、必要に応じて障害福祉サービスの上乗せ等も可能という通知が出されています。（障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について 1-（2）-③具体的な運用 平成19年通知）

しかし、実際には障害福祉サービスの併用を希望しても、断られるケースもあります。

例えば、65歳を過ぎてから一人暮らしになった聴覚障害・上下肢片麻痺の人がいます。障害支援区分3が出ていますが、介護保険では要支援2となりました。本人は、居宅身体介護1.5時間を、週2回で希望しましたが、要支援2では45分を週2回しか認められていません。市のケースワーカーに障害福祉サービスの併用を相談しましたが「要支援2・障害支援区分3しか出ていない者には、障害福祉サービスの上乗せを認められない」と断られました。

国の通知が出ていても、実際は各市町村の判断となっています。

介護保険における区分とは、寝たきりや認知症を主として介護点数の総量を示すものです。一方の障害支援区分は、必要とされる支援の標準量を客観的に示す基準であって、必ずしも区分における介助点数の総量を意味してはいません。両者は制度の成り立ちや考え方、区分の位置づけすら異なります。

すなわち、介護保険の区分を基準に障害福祉サービスの利用可否を判断するのは本末転倒であり、甚だナンセンスと言わざるを得ません。しかし、未だに介護保険への移行が強制的なものとして認識しているケースワーカー、ケアマネ、障害相談支援員がいる現実を見ると、介護保険優先原則という文言に捉われて、障害者基本法や障害福祉サービス等の理念が置き去りにされていると言わざるを得ません。

以下要望します。

- ① 介護保険への移行が強制ではない事、移行に際しては本人・家族を交え、介護保険に移行した際の影響を十分に説明した上で、移行の可否を本人・家族の判断に委ねる事を、包括、ケアマネ、相談支援員、行政職員等の研修において、盛り込んで下さい。
- ② 介護保険の利用があったとしても、障害福祉サービスの理念に基づいた、必要な支援を優先した支給決定が執り行われるように、市町村助言等を行ってください。

6. 県単事業

埼玉県の県単事業は、国の制度とは異なる特色があります。

全身性障害者介護人派遣事業は、障害者自らが市民を介助人として市町村に推薦します。登録された介助人は、障害者から依頼を受けて介助に入り、その後に行政から直接報酬を受け取ります。

知り合いや友人、隣近所の人、そこから紹介された人など、様々なルートで出会った人を、障害者が介助者として確保し、介助者を育てながら自分の生活を組み立てて行き、その後押しを行政が補助金という形で後押ししています。これは障害者が、いわゆるサービスの「受け手」としてだけではなく、市民の中から介助者を生み出す「担い手」としても機能してきました。

生活ホーム事業も同様の事が言えます。グループホームが次々と開所していますが、その中には管理的・監視的なホームも少なくありません。入居者個々の暮らしを豊かにしていく、グループホームから次の暮らし方を検討していく、という試みは少なく、グループホーム内での単調な生活リズムをキープすることが目標にされているかのような、まるで閉鎖病棟のようなグループホームもあります。

対して生活ホームでは、個々の入居者が声帯主として、個別の居宅介助が利用可能であり、それだけに必要な介助体制を組み立てながら、次の暮らしの場に移行する事も検討しやすくなっています。

以下要望します。

- ① 全身性の存続と市町村への周知
実施主体が市町村であるため、その認識や対応は様々です。例えば越谷市では、勉強会を開催して市と意見交換を行いました。市側は要項や書類の提出方法等にこだわり、この制度の重要性を理解していないように感じました。
昨年度の県交渉に於いて「市町村障害者福祉担当課会議において、必要な事項を周知しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で会議が中止になった。全身性障害者介護人派遣事業を実施していない市町村に対しては周知していく」とありましたが、具体的に市町村とどんなやり取りがあったのか、どんな方法で周知したのか教えてください。
- ② 全身性障害者介護人派遣事業をベースとした住民参加型事業の新設
県や各市町村で地域福祉計画が策定され、「地域福祉を担う住民の育成」が課題とされています。この点において、全身性障害者介護人派遣事業は、住民参加型の事業として、これまで多くの介助人を生み出してきた実績があります。同事業を共助を推進する事業として県民に発信すると共に、同事業をモデルとして、対象者を高齢者や児童、生活困窮者等も含めた、障害のあるなしに関わらず対象とした、地域福祉を担う住民育成の事業として検討して頂けないでしょうか。
- ③ 生活ホーム事業の存続

グループホームへの一本化という事が国の方針ですが、そもそも生活ホームとグループホームは別の役割があります。

今後も本事業を県の誇れる事業と捉え、生活ホームの存続に応援ご協力ください。

7. 重度障害者の入院時介助保障

- ① 今後も引き続き利用状況の把握をお願いします。この要綱に係る利用実態は、非日常であり緊急時でありプライバシーにかかわる事情が絡むことでもあるので、私たち在地の立場からは中々把握できません。また、未だに該当する例が発生しない等の事情のために無理解の自治体もあることかと思われますので、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定中「重度訪問介護の入院中の提供について」の更なる PR をお願いします。
- ② 改正法の解釈は、あくまでも重度訪問介護の提供場の拡大ということですが、区分 4 に広げるということの臨床面での意味は実に大きなことです。引き続き国への要望をお願いします。

8. 重度訪問介護の対象者拡大

昨年、県内における重度訪問介護の障害別の利用状況について教えていただき、知的障害と精神障害の方の利用状況が極端に少ないことに驚きました。

厚労省の指針によると、知的、精神の人が重度訪問介護を申請する場合、区分 4 以上と行動障害を有するもの、また、行動障害を有さない場合は常時介護を有するものとあります。

地域で暮らすことを考えた場合、重度訪問介護と言う制度はとても大切だと考えます。夕飯作りからお風呂の介助、就寝までの見守り、または泊り介助を考えた場合、居宅内の介助としては家事援助、身体介護しか使えず、知的障害や精神障害がある人には長時間の支援は困難で、重度訪問介護を申請したくてもとてもハードルが高い状況です。

利用できる制度が無いため、知的の人は施設入所待機者が多い状況となっているのではないのでしょうか。

第 6 期埼玉県障害者支援計画の 2 計画の概要 (5) 基本的視点イ 自立して地域生活の実現にも「障害者支援施設に入所している障害者や、精神科病院に入院しているが条件が整えば地域での生活が可能な精神障害者についても、本人の意思を尊重しながら地域で暮らすことができる施策の推進を図ります。」と書かれているように、障害を持って暮らしていく時に在宅か施設かグループホームではなく、重度訪問介護が使えれば地域で介助者と一緒に暮らすという選択肢も増え、暮らし方も広がっていくと思います。そのためにも重度訪問介護の対象者の要件を再考してもらえるように国に伝えてください。

9. 補装具について

- ① 座位保持装置と車いすの一体化支給昨年の回答として「原則一台 慎重に判断する。」との回答をいただいております。「原則の基準」を教えてください。重度の身体障害のある人が車いすを申請し、埼玉県リハビリテーションセンターで判定を受けると座位保持装置と車椅子を合体させて 1 台のみ交付という判定があります。座位保持装置と車椅子と一台ずつ合計 2 台持つことができると思うのですが、なぜ 1 台になってしまうのでしょうか?国の制度基準はどんどん改善されていて車椅子だけでも座位が安定して座れるように「座面」の種類が何種類も増えています。日本の家屋実態からして 1 台は外用・1 台は室内用として分けて使用することが当たり前だと思います。室内で姿勢保持用具がなければ食事等の日常生活に支障があると思います。重度の障害者の権利を侵害しない判定をしてください。
- ② 県リハでの判定

埼玉県リハビリテーションセンターでは事務職による聞き取りが行われますが該当市町村でも聞き取りがあります。加えてリハビリテーションセンターでも聞き取りがあり無駄な時間を過ごしている気がしますが、手続きとしての簡素化はできないものなのでしょうか?

自治体ではできない専門的な知識を持った職員の人たちによる判定と聞いていますが「担当ケースワーカー」の資格はどのような資格をもった人員を配置しているのでしょうか?

県内唯一の判定機関としての専門性について教えてください。

10. 社会的モデルとしての障害者の住宅

公共交通機関が完全なバリアフリーで無かったり、自家用車・免許を保有していない、繁華街・商店街まで距離があり移動が困難であるというような理由で比較的郊外にある県営・市営住宅を利用しづらい障害者がいます。

住宅に関しての問題が建物だけとして切り離して語られる時、住宅部局がどんなに良いバリアフリーの部屋を作っても、実際に障害者が暮らしていくには利用しづらいことが容易に想像できます。海の真ん中の孤島にどんなに良いバリアフリー物件を作ってもナンセンスだという事です。

企画から施工、その受け入れまですべてのステージにおいて、県営住宅が上記の課題を持った障害者が暮らしやすくなるために、住宅課以外の課が提供してきた具体的な施策、工夫を教えてください。

これについての回答は「医学モデル」的な観点からスロープの傾斜角度やドアの開き方などを伺うものではありませんので、「社会的」な障害をどう各課がフォローしているかという観点に立って住宅部以外の各課からお答えください。

11. 防災

① 第6期埼玉県地域福祉支援計画第4章施策の展開「2-3 災害時に備えた支援の取り組みの充実」の中の「県の主な取り組み・支援」に「近隣住民、民生委員・児童委員などが高齢者、障害者などを訪ねる活動や、自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。(危機管理課、社会福祉課、障害者福祉推進課)」とありますが、「近隣住民、民生委員、児童委員」「自主防災組織」などへ、具体的にどのような形で整備や支援をされたのかお聞かせください。自助・共助の名のもとに地域に丸投げしているようにも見えかねません。

② 今までの水害事例などを見ても“正常化バイアス”などの存在も含め、避難所への早期の避難は実例として多くはありません。特に障害者の多くは周りに人がいることで、そしてその人たちの手を借りることで避難生活を円滑にできるといった部分が大きかったり、障害によっては使い慣れたもの・場所があることで「社会的な障害」を軽くしている状況もあり、早期の避難になかなかつながりにくいのが現状です。こうした現実が高齢者にも当てはまる部分があるとも考えます。

結果現在、水害などには垂直避難などといったせめてもの対処が話されかもしれませんが、車椅子ユーザーや下肢に障害のある人はそのような避難をおこなうことができません。こうした実情を避難の実際のケースにあてはめ、より障害者も円滑な避難ができるように県としても考えてください。またそうした検討の場に私たちや障害当事者などを加えてください。

12. 公的責任としてのセーフティネット

現在あちらこちらの市町村で暮らす障害者の暮らしの多くは民間のヘルパー事業所にかかなりの部分を依拠して構成されています。ただ民間であるがゆえに事業所ごと市町村から撤退してしまうケースや、サービスの内容を変更したり、打ち切ってしまうことなどはよくあるケースです。ヘルパーの派遣がほぼ市場原理の中でおこなわれている状況は危機的であるとも言えます。今回のコロナ禍を含み、こうした中での障害者のセーフティネット、つまりは障害者の暮らしの存続について、危機的な状況になった時誰が担保するのかという問題、またその責任を県としてどう考えているか教えてください。

「福祉」に民間企業が参入し民間の力を活用するのは良いのですが、セーフティネットもあやふやなまま地域で暮らしていくのは非常に不安です。「障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり」を条例などで謳っている埼玉県としても、そうした下支えの形をしっかり作り、また情報を発信してください。

Ⅲ. きょういく

1. 「共に学ぶ」ための理解・周知・啓発について

昨年は、埼玉県における教育の基本理念について、「本県では、障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒と共に学ぶことは、多様性を認め合い、将来地域社会の一員として生活していく上で意義あるものと考えております。」(特別支援教育課)「～共に学ぶ方向をしっかりと目指して環境整備に取り組みつつ、子どもたちが可能な限り地域の学校に就学出来るよう支援の方策を探っていく姿勢が何よりも大切であると考えている～」(義務教育指導課)

周知については、「県のホームページや市町村教育委員会や校長を集めた会議等で周知を図る」「しっかりと周知を図っていききたい」(義務教育指導課等)

とのご回答を頂きありがとうございます。しかし残念なことに、寄せられた相談からは変化が見られませんでした。

そこで、以下の通り要望いたします。

- ① 「県教委だより第720号(令和3年1月21日発行)1, 県教育長年頭あいさつ」の中で、「特別支援教育においては、インクルーシブ教育システム構築に向け、『多様な学びの場』のさらなる充実のため、引き続き特別支援学校の環境整備や人材育成に取り組んでまいります。」との記述がありました。

これでは「多様な学びの場」＝「特別支援学校」であり、「環境整備や人材育成は特別支援学校に」さらに「引き続き」という事は「これまでも・これからも」という事になり、昨年の基本理念への回答にあります「共に学ぶことの大切さ、制度の変更の周知を進める」や、県教育委員会作成の「障害者差別解消法・合理的配慮に関する参考資料」を否定することになり兼ねません。訂正すると共に、改めて「法律の改正に伴う制度の改正により障害のある児童生徒が通常学級で共に学べるようになった事」「共に学ぶことの意義・大切さ」について、パンフレットを作成配布するなど、あらゆる機会を通して広く県民への周知を図ってください。

- ② 埼玉県のホームページで「障害児・通常学級・支援」などで検索した場合、「特別支援学級と通級による指導」となり、通常学級という言葉が明確に出てこないため、子育てや就学に悩んでいる保護者には、やはり障害があった場合、通常学級への入学は無理なのかと不安になります。通常学級就学を希望していなくても、障害のある子どもの通常学級への就学が可能であること、就学先の選択に本人・保護者の意見が最大限に尊重されるようになった事、合理的配慮が受けられることなどの情報にすぐにヒットするようにして下さい。
- ③ 彩の国だより、今ドキッ埼玉など県によるさまざまな広報媒体すべてにおいて、多様な学びの場として特別な場を紹介をする際には、障害がある子もない子も共に学ぶことも常にセットで広報してください。

2. 就学前から分け隔てられないための取り組みについて

障害があることで、就学前の早い段階から他の子どもたちから分け隔てられてしまう場面が考えられます。乳幼児健康診査で療育を勧められることや、幼稚園、保育所等の利用が無理といわれることなどもその一つです。そこで以下のように要望します。

- ① 乳幼児健康診査事業や事後フォローにおいて、集団保育が可能かどうかを判断し、少人数での保育が適当として児童発達支援センターなどの療育の場を勧めるケースがあります。また、集団保育が可能かどうかによって幼稚園や保育所の利用を断られるケースもあります。しかし、集団保育が可能かどうかは一律の判断基準があるわけではなく、障害のあるお子さんの状態と受け入れ側の経験や人的体制などとの相互関係で決まります。子供の状態は同じでも、障害児を受け入れた経験があるかどうかでその基準は大きく変わると思います。

しかし、全国的にみても幼稚園、保育所等における障害児保育の実態はほとんど把握されていないのが実情です。ぜひ、国に対して就学前の場における障害児保育の実態把握を要望するとともに、県内に蓄積された障害児保育の経験、ノウハウを広く共有し、保健センター、幼稚園、保

育所における集団保育が可能というハードルが下がるようにしてください。(健康長寿課、少子政策課、学事課)

- ② 幼稚園、保育所等に入れたとしても、その後に分け隔てられていく場面も多数あります。幼稚園、保育所等で共に育ちあえるための支援として巡回支援などがあるようですが、どのような支援があって、県としてはどう進めていくと考えていますか。

また、保育所等訪問支援について、第6期障害者計画の障害福祉サービスの状況の中で「利用が伸び悩んでいる」という記述がありますが、県はその理由をどう分析しているのでしょうか。

そして、共に育ち合うことを支えられるよう、巡回支援を行う際には保護者には何かを診断したり判断するものではなく、子ども本人にとってより良い保育や指導ができるためのものであること、保育所等訪問支援を行う際には保育所等に対して対象のお子さんが集団の場で共に育ちあえるための支援であることを丁寧に説明してください。

3. 就学支援・就学手続きについて

昨年の要望、「①『十分な情報提供』では『学校教育法施行令改正で、それまで障害のあるお子さんは特別支援学校・学級へ就学在籍する形だったのが改められた』、『通常学級も就学対象(通常学級にも行ける)』ことを本人保護者にしっかり情報提供するよう市町村教育委員会に伝達してください。」「②2017年の県議会答弁で示された認識にそって、たとえば大阪市の就学手続きのパンフレットのように、一番最初に『共に』であること、多様な学びの場の最初に通常学級を記載するような就学手続き・実施要項にしてください。」に対し「ご指摘のこと、今年度に限らず以前にもそういった話を伺っている。少しずつ改正を進めているところで、今日伺ったご意見、また大阪市のことも参考にしながら、伺った意見も踏まえて実施要項の作成についてやっていきたい」(特別教育支援課)とのご回答をいただきました。

また、「1、埼玉の教育の基本理念」の質疑応答の中でも、「インクルーシブ教育とインクルーシブ教育システムについて質問があったが…(略)…さきほどホームページ等や市町村の会議で周知しているにもかかわらず、なかなか学校の校長や担任まで落ちてこないことの指摘があった。私も県の担当として反省と残念に思っている。お話のように通常学級に通えると知らなかったという話が担任等から出ないようにしっかりと市町村に働きかけていきたいと考えている。」(義務教育指導課)という前向きなご回答をいただきました。

つまり、「改正障害者基本法」「差別解消法」「障害者権利条約」を踏まえた「学校教育法施行令改正」の主旨が現場に・県民・保護者に伝わっていない現状を改善していく方向に、県教育局はもと理解いたしました。

そこで、質問です。昨年のご回答の具体的な進捗を教えてください。就学手続き実施要項の改正はどのようになっているのでしょうか？

市町村教育委員会や県レベルの校長会または特別支援教育担当者への指導伝達の内容や方法はどのようになさっているのでしょうか？

4. 通常学級に在籍する障害児の実態についてきちんと公表を

埼玉県では、2003年特別支援教育振興協議会報告において小中学校の通常学級に在籍する児童生徒は平成15年5月1日現在、1,111人であると記載されたように、以前から学校教育法施行令22条の3に該当するような重い障害のある児童生徒も含めて地域の通常学級で共に学んでいる実態があります。その存在は、かつては通常学級にいてはいけない存在とされてきましたが、2013年学校教育法施行令改正により法的にも認められるようになりました。しかし、埼玉県が毎年発行している「埼玉の特別支援教育」では、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室利用者数だけを合算し、通級指導室を利用しない22の3に該当するような重い障害のある児童生徒の数が含まれていません。

2018年2月の県議会では浅野目議員の質問に対し、教育長が通常学級に在籍する22条の3に該当する児童生徒は「平成29年5月1日現在、小学校で174名、中学校で41名」と答弁しているので、

数的把握はできていると思います。2020年度における22条の3に該当する児童生徒数、およびそれらを含めた通常学級在籍の障害のあるすべての児童生徒数を教えてください。また、今後発行する「埼玉の特別支援教育」においてきちんと公表してください。

5. 高校の再編計画を見直し、障害のある生徒の受け入れを。

現在「魅力ある県立高校づくり」の再編計画に基づいて統廃合が進められています。そのⅠ期として児玉白楊高校と児玉高校が、飯能高校と飯能南高校がそれぞれ統合されます。この再編計画は2029年3月までに公立中学校卒業生数が6000人ほど減ると見込んで、適正規模にするため県立高校を10～13校減らすというものです。生徒数が減るとしながら、特別支援学校の教室不足はさかんに言われて増設が進められています。今年度、戸田翔陽高校敷地に高等部特別支援学校、松伏高校内に分校が開校しました。来年度は上尾南高校内、北本高校内、宮代高校内に、さ来年度は狭山清陵高校内、白岡高校内、鳩ヶ谷高校内に分校が立て続けに開校される予定です。それだけ教室が開いているのに、障害があると普通に高校生として受け入れてもらえないのです。高校を統廃合するのではなく、まずは障害のある生徒も高校に受け入れるべきではないでしょうか。そのような方向で再編計画の見直しをしてください。

- ① 特別支援学校の教室不足に対応するため国では特別支援学校設置基準を制定しようとしており、ますます特別支援学校が増えて子どもたちが分けられてしまいます。埼玉においてもとりわけ高等部の生徒が増えて増設されていますが、それは小中学校の特別支援学級の設置率100%を目指し、そこに在籍する発達障害等の児童生徒が増えたことによるものと考えられます。平成30年度(2019年度)第2回市町村教育委員会特別支援教育担当連絡協議会において県特別支援教育課が作成した市町村の特別支援学級設置率の資料が出されていますが、こういったことにより特別支援学級の設置を市町村に促してきたと考えられますが、いかがでしょうか。
- ② 障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法などの法に沿った後期中等教育の方向性を検討すべきと考えますが、第3期埼玉県教育振興基本計画を見ても、障害のある子どもの教育については高校における通級による指導しか書かれていません。後期中等教育について総合的に検討する機関はどこでしょうか。
- ③ 昨年の総合県交渉では再編計画について「教育局で総合的に進めていきたい」というお答えでした。また、昨年12月の県議会における辻浩司議員の統廃合についての質問に対し、教育長は「県立高校の多様な生徒の受け皿としての役割にも十分留意した上で、引き続き丁寧な検討を進めてまいります。」と答弁しています。その後どのように検討されたのでしょうか。

6. バリアフリー法の改正に対する取り組みについて

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、公立小中学校も特定建築物として対象となり、また、心のバリアフリーの推進が掲げられました。“誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して”という調査研究協力者会議の報告書をもとに、国は2025年度までの整備目標、

- ・車イス使用者用トイレについて、避難所に指定されている全ての学校に整備する。
- ・スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する。
- ・エレベーターについて、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。

を掲げて、バリアフリー化の加速についての通知も出しています。埼玉県では県立の学校のバリアフリー化や、市町村でのバリアフリー整備計画の立案の指導、実施する上での補助についてなど、どのように取り組んでいるか、その進捗状況について教えてください。

また、心のバリアフリー推進については、わたしたちは小さいころから一緒にいることが何より有効だと考えています。一方、県の障害者施策推進協議会では、従来の福祉教育が「障害体験型」に偏っている反省から、地域に暮らす障害当事者に講師となってもらい「ヒューマンライブラリ」の取り組みが提唱されています。県教委がこれまで説明してきた「理解教育」、「福祉教育」をこえて具体的にどのような考えでどのように取り組むのか、義務教育指導課、高校教育指導課それぞれからお答えをお願いします。

Ⅳ. さべつ・じんけん

1. 入所施設からの地域移行

県は障害者入所施設から地域生活移行へ移行する人数の目標値を第5期においては479人(入所者の9%)としていたのが、第6期では399人(入所者の7.5%)となり、少なくなっています。一方入所支援の見込み量を見ると令和3年度は5,368人、4年度には5,931人、令和5年度には5,410人と増える見込みになっています。県は入所支援を進めたいのか、地域生活移行を進めたいのかどちらなのでしょう。昨年回答では「地域移行については国の指針通り積極的に推進することとしている」とありますが、この目標値を見る限り、単なるポーズとしか思えません。

わたしたちは、どんなに重い障害があっても地域で共に考えて日々模索しています。地域移行支援に対する県の方針を示してください。また、入所者数の削減目標を県としても設定してください。

また、県は入所施設の拡充を希望する意見に対し、どのようなお話をしているのか知りたいです。

2. 隔離と身体拘束について

昨年の交渉では「適切な診察診断に基づいて隔離や拘束が行われているかどうかの方を重要な部分と考えていて、人数の変動のみで推し量るべきでないと考えたことから、今回は数字を控えた」と発言されていますが、治療という名のもとにおいて必要であると判断された場合に身体拘束を行う、これは治療を便宜的道具として利用しているだけであり、治療ではありません。人権を侵害し命の尊厳を軽視して限られた専門家だけでうやむやにし、最終的には闇の中に葬ろうとするために存在する便宜的道具です。

隔離とは本人が同意をするはずもない誠にお粗末な原始的な方法で人の健全な権利追及の精神を真っ向から逆らった方向へ引きずり込む最悪な手段です。

過去において行われた身体拘束と隔離の具体的内容(期間、人数、回数、身体拘束では拘束した部分、結果)を教えてください。さらに、行動制限最小化委員会の効果が出ているか調査してください。

公開を求める目的は隔離と身体拘束を撤廃するためです。

3. 出生前診断など優性思想を増長する流れに反対を

出生前診断や着床前診断や遺伝子組み換え治療などの優性思想を増長するような医療・治療の拡大に対し、県として反対の姿勢を示してください。

1948年に成立した優生保護法により、57年間、障害者は「不良な存在」として忌み嫌われ続けてきました。そして、その法律が無くなったとはいえ、スイッチを切り替えるように優性思想による差別はなくなったとは思えません。そしてまた、医療技術の高度化により生みたい子どもと生みたくない子どもの人為的な選別がより進んできています。このようなことは優性思想の解消につながらず、障害者差別の増大を進めるものです。県としても反対してください。

8月18日のちんどんパレードも中止になりましたが、その代わりに、現在の埼玉障害者市民ネットワークの体制や、課題などについて話し合いがされました。

事務局を含め、参加している人たちが気になっているのは、会議やイベントに参加してこない、あるいは出てこれない地域の状況が、どのようなものなのか?とても知りたいということです。埼玉障害者自立生活協会や埼玉障害者市民ネットワークは、数少ない「地域で共に」と思いの近い団体が集まっていると考えていますが、実情はどのようなになってきているのか?

そんなことを、いろんな視点から課題をひっさげて、小さな学習会や訪問などを、コロナの状況を見ながら、始めていきたいと会場では意見がまとまりました。

2021年度会費納入

ありがとうございました(敬称略)

相原忍、朝日雅也、新井満、荒井義明、石川澄、石川せい子・市原光吉、伊藤峰子・今井和美・今井教男、梅沢博史、大坂富男、大野邦子・小川満、小田真、小田原厚子・小田原道弥・小野達雄・片山いく子、門平公夫、神田紘子、神田正子、菊池一範、木村俊彦、九石智子、倉川典子、黒子次男、後藤美智子・小林史子・坂口佳代子、坂口鶴子・坂本さとし、佐野なな子、自治労越谷市職員組合、下重美奈子、鈴木紀代子、須藤勇一、瀬井貴生・関啓子、高橋儀平・高橋幸江・高柳俊哉・武井英子、竹迫和子・巽孝子、田中美恵子・千田潤子・津崎悦子、辻浩司、土橋俊二、伝田ひろみ、友野由紀恵、中山佐和子、並木理、新相勝巳、沼尾孝平、野島久美子、橋本克己、橋本直子・服部日出雄、羽田亮介、林まり、原和久・半田清雄、樋上秀、平岩和好、平塚正樹、柊崎京子、藤崎稔・古河誠・

細川律夫、藤田行敏、本間亜紀代、増田純一、増田洋介、正木敬徳・水谷淳子・宮坂知孝・森住由香里・八木井雄一、山下浩志、吉田久美子、ミヅ考える会、吉原広子、ミヨ・ふくしネットに、埼玉県移送サービスネットワーク・協働舎レタス、くまのベイカーズ、エエひまわり、生活ホームみどり荘、とことこの家・OFひこうせん、(一社)みつくすビー ト、キャベツの会、所沢ファントム、ミヨ太陽、はあとネット輪っふる、ミヨリンクス、地域自立支援グループ
あん、川瀬クリニック

新入会(復帰会員)
鈴木倫子・荻野幸子



振込先:郵便振替 00180-2-566719

他行からは

ゆうちょ 038 普通預金 9486343

2021年8月20日現在・行き違いがありました場合はご容赦ください。

運営協力金・1寄附

ありがとうございました。

相原忍、朝日雅也、石川せい子・今井和美、大野邦子・小川満、鈴木紀代子、鈴木倫子、瀬井貴生、関啓子、古河誠・田中美恵子・並木理、新相勝巳、羽田亮介、平塚正樹、宮坂知孝、正木敬徳、斎藤はつえ、栗原彬、石井樹章、杉田秀樹

SAITAMA information

★どの子ども地域の公立高校へ 埼玉連絡会

- ・共に学ぶ共同研究会 8月27日(金)14時から
- ・TOKO おしゃべり会 9月10日(金)10時半～ せんげん台オエビス
- ・全国連全国交流集会実行委 9月11日(土)3～5時 ・烏山区民センター
- ・全国連運営委 9月4日(土)10時半～発送作業 2時～運営委
- ・全国連全国交流集会 9月18日(土)午後・19日(日)午前 日本教育会館
- ・だ！サイタマおしゃべり会 9月25日(土) 浦和パルコ9階市民活動センター

★誰もが共に生きる地域をめざす ペんぎん村

- ・郵便作業 9月29日(水) 9時半 武蔵浦和コミュニティセンター第8集会室

★かっぱ店番会議 9月8日(水)13時半 埼玉県庁職員会館談話室

★埼玉県移送サービスネットワーク

2021 年度第3回移送サービス 運転協力者認定講習会(初任者)

- ・座学：9月11日(土曜日) 彩の国すこやかプラザ・研修室 9時～5時
- ・実技：9月21日(火曜日) 埼玉県県民活動総合センター小ホール駐車場
定員 45名(定員になり次第締め切ります)
対象 社会福祉法人、NPOほか福祉有償運送申請団体、介護事業所の初任者および移送サービスを行おうと考えている個人です。
参加費 13,000円・・・(テキスト代、保険代含む)
ホームページ <http://www.saitamaiso-net.com/>

★NPO 法人 太陽 <認知症電話相談窓口>

毎月第3水曜日 13:30～15:30 TEL:048-482-1087
認知症の電話相談を行っています。
ご家族の心配事、介護保険のサービスについてなど お気軽にご相談下さい

★越谷市職場参加を進める会

すいごごカフェ 9月1日(水) ゲスト 八木井雄一さん
八木井流自立生活とは

発行人 埼玉県障害者団体定期刊行物協会

編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会 「通信」NO220号 頒価200円
〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟403号

電話 049-266-4987

通信編集部 〒344-0021 埼玉県春日部市大場690-3

谷中耳鼻科内 電話・FAX 048-737-1489

郵便振替:00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

E-mail: jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp <http://www.sail.or.jp/>